

令和8年度
名古屋市こども誰でも通園制度
事業者公募要項

令和8年10月事業開始

令和8年4月

名古屋市子ども青少年局
保育部幼保企画課

公募に関する問い合わせ

名古屋市子ども青少年局保育部幼保企画課

電子メール a2524-04@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

電話番号 052-972-4660

公募の概要

1 主なスケジュール

区分	概要
事前相談書の提出（必須）	令和8年4月28日までに平面図を添付して提出
応募書類の提出（必須）	令和8年5月22日までに提出
事業開始日	令和8年10月1日

2 主な公募内容

区分	概要
応募資格	直近3か年の連続した損失計上がないこと、公租公課の滞納がないこと、暴力団員等でないこと。
募集数	22か所
実施方式	一般型
定員、開所日、開所時間	定員は2人以上、毎週1日以上、1日3時間以上実施 1か月360時間を上限 例：定員3人×1日6時間×月20日＝1か月360時間
職員配置	乳児等通園支援従事者の数は、原則2名以上。 ただし、保育所等と一体的に運営する場合は、職員を1名とすることができる（条件有）。
乳児室等の面積	乳児室等は一人当たり3.3㎡以上。 保育室等は一人当たり1.98㎡以上。

1 趣旨

この公募要項は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業（以下「こども誰でも通園制度」という。）について、令和 8 年 10 月より新たに事業を実施する事業者を公募するために必要な事項を定める。

また、こども家庭庁が作成した「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」の内容を踏まえて事業を実施すること。

なお、今後、関連法令等について改正や解釈の変更等がある場合は、この募集要項の内容についても変更する可能性があるので留意すること。

2 応募資格

応募時点において、次の各号のすべてを満たす事業者であること。

- (1) 直近 3 か年の連続した損失計上がないこと
- (2) 公租公課の滞納がないこと
- (3) 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 1 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 利用児童等

(1) 利用児童

0 歳 6 か月～満 3 歳未満の子どもで、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所又は企業主導型保育事業所を利用していないもの。認可外保育施設に通っている子どもは対象とする。

また、名古屋市外に居住する子どもも対象となる。

(2) 利用可能時間

利用児童は、1 月当たり 10 時間を上限として利用する。1 回当たりの利用時間は 1 時間を下限とし、30 分単位での利用とする。

(3) 利用料

ア 利用料は、子ども 1 人 1 時間当たり「事業所の取組に応じて必要な額※」とする。利用料は、300 円程度を標準とする。また、利用料の支払いを求める際には、あらかじめ、利用料の用途及び額を書面により明らかにしなければならない。

※ 良質なこども誰でも通園制度を提供するために必要な取組を行う場合に、保護者から、当該取組の内容に応じて必要な額（利用料）の支払を保護者から受けることができる。利用料は 300 円程度を標準とし、実際に利用料を定める際には、保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮すること。なお、リトミック教室や英語教室等の習い事に類する内容によるサービスの提供への対価として利用料の徴収を行うことは認められない。

イ 1時間以上の利用については、30分単位で実施することも可能とする。この場合、30分に係る部分の金額については、1時間の単位に1/2を乗じて算出する。例えば、利用料を1時間300円としている事業所において、1時間30分の利用の場合は、450円となる。

ウ 利用料は、事業所が利用者（保護者）から直接徴収する。

エ 給食費、おやつ代及びおむつ代等の実費負担については、保護者同意の上、実施施設においてそれぞれ定めた金額を利用料とは別に徴収することができる。なお、給食等の提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。

オ キャンセルした場合の利用料については、名古屋市が定めるキャンセルポリシーに従うこと。

カ 利用料の減免について、減免対象者に係る利用料の減額は次の表のとおりとする。

【減免対象者に係る利用料の減額】

区 分	子ども1人1時間当たりの利用料の減額
生活保護世帯	300円上限
市民税所得割額77,101円未満の世帯、市長が特に支援が必要と認めた世帯	200円上限

4 募集内容

(1) 募集数

22か所とする。ただし、現在、実施施設がない区（中村区、中区、昭和区、熱田区、守山区、天白区）及び実施施設が1か所の区（東区、瑞穂区、緑区）については、評価の加点を行う。詳細は評価基準を参照すること。

(2) 実施施設

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）及び名古屋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年名古屋市条例第54号）（以下「設備運営基準等」という。）において定められている基準を満たす名古屋市内の施設。

(3) 実施方式（一般型による）

保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下、「保育所等」という。）については、定員を別に設けて受け入れを行う。幼稚園、地域子育て支援拠点等においては、新たに定員を設けて受け入れを行う。また、配置する乳児等通園支援従事者が2人を下回らないこと。

(参考) 余裕活用型(※)について

本市としては、こども誰でも通園制度の実施にあたっては、安定的な受入体制の確保及び現場の事務負担の軽減の観点から、余裕活用型より一般型での実施が望ましいと考えている。また、余裕活用型の実施にあたっては、以下の課題等があることから、課題を整理したうえで本公募後の実施について検討している。

余裕活用型の主な課題

- ・余裕活用型については、一年を通じて空きがあるところで実施することが望ましいとされていること。
- ・運営費補給金、補助金及び公定価格の加算に影響が生じる場合が想定されること。

※余裕活用型とは、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等において、当該事業所の利用児童数が利用定員の総数に満たない場合に、現に入所していない空き定員の範囲内で、こども誰でも通園制度の対象となるこどもを受け入れる方式をいう。

(4) 保育室等の認可

こども誰でも通園制度の認可の区分は次のとおり。現在の認可の状況により、認可方法が異なるため、現在の(併設)施設の認可権者等と事前確認を行うこと。なお、一般型における保育所等の認可は、次の表のとおり。

【保育所等による認可(一般型)】

区分	部屋	認可
賃貸物件の保育所等でないもの	乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室	転用認可
	上記以外の諸室	共用認可又は転用認可
賃貸物件の保育所等	乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室	認可できない
	上記以外の諸室	共用認可

ア 共用認可

現在の事業の認可を受けている部分について、こども誰でも通園制度の認可を重ねて認可する。

イ 転用認可

現在の事業の認可を外し、その部分について、こども誰でも通園制度の認可をする。

ウ 新規認可

現在の事業では認可を受けていない場合、現在の(併設)施設の利用者の処遇に支障がない範囲でこども誰でも通園制度の認可を行う。

(5) 定員

2人以上とする。内訳として、年齢区分ごとに定員を定めること。

なお、面積基準・職員配置基準を満たしていることを前提に、各事業所において適切な支援環境が提供されることを確認できる場合は、利用児童の総合計が定員を超えない範囲で、年齢区分の内訳を変動しても差し支えない。

(6) 利用可能枠（定員×時間×日数）

本事業における事業実施施設の利用可能枠は、定員、開所時間及び開所日数をかけ合わせることで算出する。

令和8年度は、事業所当たり 1か月360時間を上限として設定すること。

なお、360時間の範囲内で、より多くの利用可能枠を設定している提案の評価点が高いものとする。

(例) 3人×6時間×20日=360時間

5人×6時間×12日=360時間

6人×4時間×15日=360時間

(7) 事業開始日

令和8年10月1日（木）から事業を開始すること。

(8) 開所日

月曜日から土曜日のうち毎週1日以上開所すること。ただし祝日及び長期休業日等や実施施設の定める休日を除く。

(9) 開所時間

1日当たり3時間以上開所すること。また、事業の実施時間は30分単位で設定すること。

なお、開所時間は連続する必要はなく、「【午前の部】1時間30分、【午後の部】1時間30分」のように断続的な開所とすることも可能とする。断続的に開所する場合、1回当たり1時間以上の開所が必要であり、それ以降は30分単位で時間を設定すること。

(10) 提供する事業の利用方式

定期利用又は柔軟利用のどちらの利用方式も選択でき、併用も可能。

ア 定期利用

利用する曜日や時間帯を固定し、特定の事業所を定期的に利用する形

イ 柔軟利用

利用する事業所、月、曜日、時間を固定せずに、定期的でない柔軟な利用をする形

(11) 食事の提供について

事業者の判断において、食事の提供が可能である。ただし、食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。なお、調理に携わる者は、月1回の検便を実施すること。

また、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（令和7年2月12日子ども家庭庁長通知）」の「第2総則5食事」の事項を遵守すること。

食物アレルギーのある子どもについては、弁当持参の子どもも含めて生活管理指導表に基づいて対応すること（こども誰でも通園制度の実施に関する手引）。

(12) こども誰でも通園制度総合支援システム

事業の実施に当たっては、面談予約、利用申込の受付、請求書の作成等を「こども誰でも通園制度総合支援システム」（以下、「国システム」という。）で行うこと。事業者においては、インターネット環境の整備等、必要な体制を整えること。

(13) 保険の加入

事業の開始までに、施設賠償責任保険、児童傷害保険又はこれらに類すると認められる保険等に加入すること。

5 設備・運営基準等の概要

こども誰でも通園制度を実施するにあたり、設備運営基準等及び名古屋市乳児等通園支援事業の認可の基準等に関する要綱に定める基準を満たす必要がある。

ア 耐震

こども誰でも通園制度を実施する建物は、昭和 56 年新耐震基準に基づき設計されたものである等、耐震に対して安全性が確認されていることが必要である。昭和 56 年新耐震基準により設計された建物の場合は建築物台帳等記載事項証明書等を、昭和 56 年 5 月 31 日以前の建物の場合は、耐震診断報告書等の提出をすること。

イ 防犯及び事故防止

利用乳幼児の安全を確保するため、防犯及び事故の防止に関し必要な措置を講じなければならない。

ウ 非常災害対策

非常災害に備え、利用乳幼児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならない。

エ 帳簿

職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

また、事業を開始する令和8年10月から、こども誰でも通園制度の会計をその他の事業の会計と区分しなければならないので、資金収支計算書等からこども誰でも通園制度に係る区分を設けること。なお、社会福祉法人においては、必ずしも拠点区分を新設する必要はなく、サービス区分を新たに設けることで、他事業の会計と区分することが考えられる。

オ 暴力団の排除

その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

設備及び職員の基準の概要は、次の表のとおり。

【一般型の必要設備等】

区 分	内 容				
職員の配置	<p>乳幼児の年齢及び人数に応じて乳児等通園支援従事者を配置し、必要な乳児等通園支援事業者のうち半数以上を保育士とすること。</p> <p>保育士以外の乳児等通園支援従事者は研修（子育て支援員研修等）を修了した者等とする。</p> <p>【配置基準】</p> <table border="1" data-bbox="663 557 1254 663"> <tr> <td data-bbox="663 557 940 611">0 歳児</td> <td data-bbox="940 557 1254 611">3 人につき 1 人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="663 611 940 663">1・2 歳児</td> <td data-bbox="940 611 1254 663">6 人につき 1 人</td> </tr> </table> <p>乳児等通園支援従事者の数は 2 名を下ることはできない。</p> <p>乳児等通園支援事業者は専らこども誰でも通園制度に従事しなければならない。</p> <p>ただし、次の①又は②のいずれかに該当する場合は、専らこども誰でも通園制度に従事する職員を 1 人とすることができる。</p> <p>① 一般型のこども誰でも通園制度と保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、一時預かり事業等（以下、「保育所・幼稚園等」という。）とが<u>一体的に運営</u>されている場合であって、保育所幼稚園等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による<u>支援を受ける</u>ことができ、かつ、専ら一般型のこども誰でも通園制度に従事する職員が<u>保育士</u>であるとき。</p> <p>② 一般型のこども誰でも通園制度を利用している人数が <u>3 人以下</u>である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において一般型のこども誰でも通園制度が実施され、かつ、保育所等の<u>保育士による支援を受ける</u>ことができるとき。</p>	0 歳児	3 人につき 1 人	1・2 歳児	6 人につき 1 人
0 歳児	3 人につき 1 人				
1・2 歳児	6 人につき 1 人				
乳児室等の面積	<p>乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき <u>3.3 m²以上</u>。保育室又は遊戯室の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき <u>1.98 m²以上</u>。</p> <p>なお、適切な保育環境が提供できると確認した場合には、定員の合計人数の範囲内で定員の内訳の変動が可能である。</p> <p>（例）保育室の面積が 19.8 m²の場合における定員内訳の可能事例</p> <p>① 0 歳児 2 人、1 歳児 2 人、2 歳児 2 人</p> <p>② 0 歳児 6 人</p> <p>③ 1 歳児 4 人、2 歳児 2 人</p>				
必要な設備	<p>乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、便所（利用する子どもの年齢を踏まえた設備であること）</p>				

6 公定価格・補助

(1) 公定価格

公定価格は次の表のとおり毎月支給する。また、支給に係る事務としては、①口座振替申込書等の提出（初回のみ）、②国システムによる請求書の作成（毎月）、を予定している。

【公定価格の概要】

	区分	公定価格
基本分	0歳児	子ども1人1時間当たり1,700円
	1歳児	子ども1人1時間当たり1,400円
	2歳児	子ども1人1時間当たり1,400円
加算分	障害児加算	子ども1人1時間当たり600円
	要支援家庭の子ども加算	子ども1人1時間当たり600円
	医療的ケア児加算	子ども1人1時間当たり2,500円
	生活保護世帯	子ども1人1時間当たり上限300円
	市民税所得割額77,101円未満の世帯、市長が特に支援が必要と認めた世帯	子ども1人1時間当たり上限200円
	初回対応加算	1回当たり0歳児1,700円 1回当たり1・2歳児1,400円 ※ 事前面談及び事后面談を実施した場合に 加算。
	賃借料加算	1時間当たり200円 ※ 賃貸借契約金額が上限
	保護者支援面談加算	1回当たり単価1,400円 ※ 利用している子どもの様子等を伝え、保護者の相談に対応する面談を実施した場合に 加算。

※ 30分に係る部分の金額については、1時間の単価に1/2を乗じて算出する。

(2) 開設準備に係る補助

開設にあたり整備する備品及び消耗品費並びに事業を実施する場所の安全対策等のために改修等に要する経費について、開設準備補助を行う。なお、リース契約の備品等については、補助の対象とならない。

ア 補助金の上限

開設準備に係る経費については、予算の範囲内において補助金の上限を45万円と

して交付する。ただし、補助基準額を超える額、補助対象外の経費については事業者の自己負担となる。

イ 補助金交付決定

開設準備に要する見込額と補助基準額を比較し、低い方の額に補助率を乗じて得た金額を補助金の交付決定額として、補助金交付決定する。

ウ 備品の購入等

備品の購入等は補助金交付決定後に行い、令和8年9月30日までに納品等を完了させること。

エ 実績報告及び補助額の確定

開設準備完了後ただちに、実績報告書及び本市が定める必要書類を提出すること。提出された実績報告書に基づき、補助金額を確定する。

オ 補助金の交付

開設準備完了後、実績報告書の提出により交付額を確定し、一括して交付することとする。また、令和8年9月30日までに納品等が完了しない場合は、補助対象外となる。

【開設準備補助】

項目	内容	補助基準額	補助率	補助金の上限
開設準備 経費	開設にあたり整備する備品及び 消耗品費	60万円	3/4	45万円
	事業を実施する場所の安全対策 等のために改修等に要する経費			

7 公募スケジュール・応募方法

【公募スケジュールの概要】

区分	日程
公募開始	令和8年4月13日(月)
公募説明会(任意)	令和8年4月17日(金)
質問期限	令和8年4月20日(月)
質問回答	令和8年4月24日(金)
事前相談書の提出期限(必須)	令和8年4月28日(火)
応募書類の提出期限(必須)	令和8年5月22日(金)
選定	令和8年6月上旬から下旬まで
選定結果公表	令和8年7月3日(金)
認可申請書類・確認申請書類提出期限	令和8年8月7日(金)
事業開始	令和8年10月1日(木)

※ 応募相談【9時30分から17時(12時から13時を除く)】は随時、電子メール、電話等で受付

(1) 公募開始・公募説明会

公募要項及び様式を市公式ウェブサイトで公開する。公募説明会の出席をしていなくても、応募することはできる。

(2) 応募相談(随時)

公募に係る相談については、電子メール又は電話等で受け付ける。

なお、面談を希望する場合には、電話予約を必須とする。ただし、提出期限の直前は、希望の日時に対応できない場合が想定されるため、余裕のある相談日程とすること。

(3) 質問の受付・回答

「質問書(別紙1)」を電子メールで送信すること。質問に対する回答は、市公式ウェブサイトに掲載する。

(4) 事前相談書の提出(必須)

「事前相談書(別紙2)」に平面図を添付して電子メールで送信すること。事前相談書が期限までに提出されない場合、公募を認めないので注意すること。

メールアドレス : a2524-04@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp
電子メールの件名 : 「【(施設名)】【事前相談】誰通公募」

(5) 応募書類の提出（必須）

- ア ロゴフォームにより、「提出書類一覧（別紙 3）」に記載の提出書類を提出すること。また、「決算関係書類提出チェックリスト（別紙 4）」により提出書類を確認すること。
- イ 様式 1 から様式 10 までは、ワード及びエクセル形式のデータを提出すること。データの容量はできるだけ一つのデータあたり、1 メガバイト以下とすること。なお、書面での提出の必要はない。
- ウ 提出書類は、本公募における選定以外の目的で使用しない。
- エ 提出書類は、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人・個人に不利益を与えると認められるもの等）を除き、行政文書として情報公開の対象となる。
- オ 提出書類に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は事業者が負う。
- カ 応募書類の提出の後に辞退する場合は、「辞退届（別紙 5）」を提出すること。また、取下げたことにより発生する（した）損害については、すべて届出提出者が被ることとなるので留意すること。
- キ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。提出後は、差し替え又は再提出は認めない。ただし、本市が必要と認める場合に限り、提出書類の修正又は追加資料の提出を求めることがある。

ロゴフォーム：<https://logoform.jp/form/mX9C/1298988>

8 応募の注意事項

(1) 無効となる応募

- ア 本公募要項に示した応募資格を有しない事業者による応募
応募資格があることを確認された事業者であっても、選定までの間に応募資格を有しないこととなった事業者は、応募資格を有しない事業者に該当するものとする。
- イ 提出書類に虚偽の記載がされた応募
- ウ 本公募要項に示した提出書類の作成及び提出に関する条件に違反した応募

(2) 選定後に次のいずれかの事項に該当する場合、選定を取り消す場合がある。また、今後の他の事業に係る公募等の選定において不利な取扱いを受ける場合もある。

- ア 選定後に応募資格を有しない者となった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載がされていたことが判明した場合
- ウ 応募内容と異なった設置や運営内容を行った場合

(3) 応募における書類作成等に関して必要となる一切の費用は、事業者の負担とする。また、選定の結果、事業を実施できない場合に費用が発生した場合においても、事業者の負担とする。

9 選定方法

- (1) 実施事業者の評価は、「評価基準（別紙 6）」に基づき評価委員が書面審査により行う。
- (2) 評価委員は、名古屋市内のこども誰でも通園制度の事業所の配置状況等を総合的に勘案したうえで、事業者の能力及び提案を公正かつ客観的に評価する。
- (3) 名古屋市は、評価委員の選定に基づき実施事業者を決定する。
- (4) 選定結果は、応募した事業者に対し文書により通知する。
- (5) 各区の応募数、選定数を市公式ウェブサイトで公表する。

10 その他の留意事項

- (1) 本公募による選定が、定員数までの児童の利用を保証するものではない。また、開設準備補助金の交付を保証するものではない。
- (2) 事業を休止又は廃止する場合には、名古屋市乳児等通園支援事業の認可の基準等に関する要綱に定める手続きに従うこと。
- (3) 指導監査等
名古屋市は、こども誰でも通園制度における事業を実施する施設に対し、児童福祉法第 34 条の 17 に基づく指導監査や、子ども・子育て支援法に基づく実地指導を実施する。
- (4) 職員配置等
保育所・幼稚園等と一体的にこども誰でも通園制度を運営する場合の職員配置については、こども誰でも通園制度担当保育士として配置（専任又は兼任）することとなる。
本市の運営費補給金制度にて格付対象となっている職員（格付職員）をこども誰でも通園制度担当保育士とする場合、その職員は格付対象外となる。
ただし、こども誰でも通園制度担当保育士は、事業を担当されている以外の保育時間を、公定価格加算申請書における職員配置状況報告書に記載することができる。
- (5) 事業所の巡回
事業所からの相談を受け付けるとともに、適正な事業の実施に係る助言を行うため、名古屋市の職員が事業所を巡回する。
- (6) その他必要な事項は別に定める。

11 根拠法令等の遵守

こども誰でも通園制度の実施にあたり、次の法令等を遵守すること。なお、一部の法令等については、市公式ウェブサイトに掲載する。なお、国の法令等の改正や解釈の変更が行われる場合がある。

- (1) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
- (2) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱い

- (3) 乳児等通園支援事業の認可等について
- (4) こども誰でも通園制度の実施に関する手引
- (5) 令和7年度こども誰でも通園制度に関するQ & A
- (6) 名古屋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (7) 名古屋市乳児等通園支援事業開設準備経費補助金交付要綱
- (8) 名古屋市乳児等通園支援事業の認可の基準等に関する要綱
- (9) 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準
- (10) 名古屋市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準
- (11) 児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則
- (12) 子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行令、子ども・子育て支援法施行規則
- (13) 労働基準法、労働安全衛生法
- (14) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の施行に伴う留意事項について

12 名古屋市の子ども誰でも通園制度の実施場所（令和8年4月現在）

区分	実施場所
千種	春岡夜間保育園
	ひだまり kids 千代田橋保育園
東	ひだまり kids 葵保育園
北	こどものまち杉村保育園
	オアシスはとおかこども園
西	新生保育園
	にじいろこどもえん
	きぼうのこどもえん
瑞穂	たんぽぽ保育園
中川	打出保育園
	おひさまこどもえん
	あおぞらこどもえん
	だいちのこどもえん
	なないろこどもえん
港	名古屋ドレミこども園
	親愛保育園
	たからうらこども園
	慶和幼稚園
南	白水保育園
	笠寺幼児園
緑	鳴海ヶ丘幼稚園
名東	ゆめいろこども園
	陽だまりこども園